

2025 年 9 月 No. 65

<宇宙法アップデート>

EU 宇宙法の日本の宇宙事業者への影響

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大久保 涼
弁護士 水野 奨健

1. はじめに

2025 年 6 月 25 日、欧州委員会は EU 宇宙法（EU Space Act。以下「EUSA」といいます。）の草案を公表しました¹。EUSA は、EU 加盟国の宇宙事業者のみならず、EU で宇宙サービスを提供する EU 非加盟国の宇宙事業者にも適用され得るため、EU において宇宙サービスを行い又は行う可能性のある日本の宇宙事業者も、EUSA の規制内容を理解し、今後の動向を注視しておく必要があると思われます。

そこで、今回の宇宙法アップデートでは、EUSA のポイント及び今後留意すべき点を、当事務所宇宙ブラクティスグループのメンバーが解説します。

なお、EUSA は、現在はまだ草案が公表された段階であり、今後、EU の欧州議会及び理事会による立法手続を経て具体化され、2030 年 1 月 1 日（但し、一定の移行期間が設けられる予定です。）から適用されることが予定されています。

2. EUSA の概要

(1) EUSA の目的

EUSA は、EU 内における宇宙活動に対する法的枠組みを統一して、欧州宇宙産業の競争力を高めることを目的として、以下の 3 つの柱で制度を整備しています。

- ・ 安全性（Safety）
宇宙事業者による衝突防止及び宇宙ごみの軽減のための技術的規則を定めるとともに、宇宙事業者に対して宇宙交通管理を実施するための義務を課すことが予定されています。
- ・ 強靱性（Resilience）
宇宙事業者に対して適用されるサイバーセキュリティの要件を定めることにより、宇宙システムの強靱性を担保することが予定されています。
- ・ 持続可能性（Sustainability）
EU の宇宙事業者が宇宙活動の環境影響を算定するための制度を確立し、EU の宇宙事業者に対して宇宙機的设计、製造、打上、運用、廃棄までのサイクルにおける環境への影響を算定する義務を課すことが予定されています。

¹ https://defence-industry-space.ec.europa.eu/eu-space-act_en

(2) EUSA の適用範囲

EUSA は、EU 加盟国の宇宙事業者のみならず、EU で宇宙サービスを提供する EU 非加盟国の宇宙事業者にも適用され得ます。

「EU 加盟国の宇宙事業者」とは、EU 内で設立された又は宇宙サービス提供者²である自然人若しくは法人により支配された宇宙事業者³をいいます⁴。また、「EU 非加盟国の宇宙事業者」とは、EU 以外で設立された宇宙事業者であって、(i)EU 加盟国の宇宙事業者に対して、若しくは、EU の資産に関連して宇宙サービスを提供し、(ii)宇宙ベースのデータの一次提供者としての役割を果たし、又は、(iii)宇宙ベースのデータの一次提供者に対してサービスを提供する者をいいます⁵。

但し、中小企業、研究機関、教育機関等に対しては、一定の適用除外制度が設けられています⁶。

3. 宇宙活動の認可及び登録制度

(1) EU 加盟国の宇宙事業者に対する規制

EU 加盟国の宇宙事業者が、EU 加盟国において宇宙サービスを提供するためには、設立国の所轄官庁によって付与される宇宙活動の実施のための認可を取得する必要があります⁷。そして、EU 加盟国は、他の EU 加盟国が発行した認可を承認するものとされています⁸。当該認可を付与した EU 加盟国は、宇宙事業者の情報を欧州連合宇宙プログラム機関（以下「EUSPA」といいます。）に通知し、EUSPA はその情報を宇宙物体連合原簿（以下「URSO」といいます。）に登録します⁹。

(2) EU 非加盟国の宇宙事業者に対する規制

EU 非加盟国の宇宙事業者が、EU 加盟国において宇宙サービスを提供するためには、EUSA に基づく認可を取得する必要があります。当該認可を取得するためには、EU 非加盟国の宇宙事業者は、EUSPA に対して EUSA が定める要件¹⁰を満たすことを証する書面を添えて申請を行う必要があり、当該申請を受領した EUSPA は 5 カ月以内に審査結果を欧州委員会に通知します。欧州委員会が、当該審査結果に基づいて認可の決定を行った場合、EUSPA は EU 非加盟国の宇宙事業者の情報を URISO に登録します¹¹。

但し、EU 非加盟国において、当該 EU 非加盟国に設立された宇宙事業者に対して、EUSA と同等の法的規制が適用されており、かつ、効果的な監督及び執行を受けていると欧州委員会が評価する等の場合には、欧州委員会は同等性決定を採択することができます。同等性決定が採択された EU 非加盟国の宇宙事業者は、EUSA 上の要件の一部を充足するものとみなされます¹²。

² 「宇宙サービス提供者」とは、宇宙サービスを提供する者をいうとされています（Article 15 of EUSA）。

また、「宇宙サービス」とは、(i)宇宙物体の運用及び制御、(ii)発射サービスの提供及び発射サイトの運用・維持管理サービスの提供、(iii)宇宙ベースのデータの一次提供者が提供するサービス、(iv)宇宙空間における運用及びサービスの提供を目的とした宇宙物体の運用及び制御（ISOS）、及び(v)衝突回避宇宙サービスをいうとされています（Article 5, Item 14 of EUSA）。

³ 「宇宙事業者」とは、宇宙プログラムの実施の承認等に基づき、(i)宇宙物体の運用、制御及び回収等を行う宇宙船事業、(ii)宇宙物体の発射プロセスの運用、制御及び監視等を行う発射事業、(iii)宇宙物体の発射プロセスに用いられる施設の制御及び維持等を行う発射サイト事業、又は(iv)宇宙空間における運用及びサービスの提供を目的とした宇宙物体の運用及び制御を行う ISOS 事業を行うことにより宇宙インフラを運営する公的又は私的な実体をいうとされています（Article 5, Item 16 of EUSA）。

⁴ Article 5, Item 17 of EUSA

⁵ Article 5, Items 19, 20 and 21 of EUSA

⁶ Article 10, Article 62, Article 96, Item 8 of EUSA 等

⁷ Article 6, Item 1 of EUSA

⁸ Article 6, Item 3 of EUSA

⁹ Article 7, Item 7 of EUSA

¹⁰ 但し、EU 非加盟国の宇宙事業者が提供する打上サービスに代替性がない場合や、戦略的に重要な技術的能力を促進するものである場合は、いずれかの要件を満たしていなくても、加盟国の要請により、認可が付与される可能性もあります（Article 19 of EUSA）。

¹¹ Article 17 of EUSA

¹² Article 105, Article 16 and Article 15 of EUSA

したがって、今後、欧州委員会が日本について同等性決定を採択するか否かについて、注視する必要があります。

なお、上記の認可を取得するに当たって必要となる技術要件等は、EUSA により統一のルールが定められることとなりますが、詳細については今後委任規則等を通じて具体化される予定です。

4. EU 非加盟国の宇宙事業者に対するその他の義務

(1) 法定代理人の設置義務

EU 非加盟国の宇宙事業者は、EU 加盟国のいずれかに所在する法人を、EU 内における法定代理人として指定する必要があります¹³。当該法定代理人は、EU 非加盟国の宇宙事業者に代わって、管轄当局、欧州委員会及び宇宙庁等から指摘される問題への対応等を行うことになります。

(2) 調査、立入検査等に応じる義務

欧州委員会等は、EU 非加盟国の宇宙事業者に対して、業務を遂行するために必要な情報を提供するように求め、また、調査、立入検査を行うことができます¹⁴。これらによって、EU 非加盟国の宇宙事業者による違法行為が発見された場合、欧州委員会は罰金又は違約金を課することが可能です。なお、当該罰金の最高額は、違法行為によって得られた利益の額の 2 倍とされています¹⁵。

5. 日本の宇宙事業者に対する影響

EUSA の適用が開始された場合、EU 加盟国で事業を行う日本の宇宙事業者は、EUSA の技術要件等を遵守する必要が生じ得ます。欧州委員会の影響評価報告書¹⁶によれば、これにより、EU における宇宙機の製造コストは 3~10%増加する可能性があるとされています¹⁷。

また、同報告書によれば、欧州委員会の認可を受けるための申請費用はおよそ 10 万ユーロとされており、他にもリスクマネジメント体制の構築のために最大 24 万ユーロ、打上事業者の安全性システムの構築のために 20 万~150 万ユーロのコストが増加するとされています¹⁸。

日本の宇宙事業者が負担するコストがどの程度増加するかについては、各事業者の事業内容・事業体制によって大きく変わると考えられますが、少なくとも相応の追加コストが発生することになると予想されます。

また、日本の宇宙事業者は、EU 内に法定代理人を設置しなければならないことになります。この点に関連して、どの程度の対応を行わなければならないのかについては、今後具体化されるものと考えられますが、当該義務は、日本が欧州委員会によって同等性決定を受けた場合であっても免除の対象になっていないと思われる¹⁹ことについては留意が必要です。

さらに、今後 EUSA に関する委任規則やガイドライン等が整備されていく中で、日本を含む非 EU 加盟国の宇宙事業者に対して負担となる規制が追加される可能性もありますので、引き続き注視が必要です。

2025 年 9 月 2 日

¹³ Article 23 of EUSA

¹⁴ Article 50 and Article 51 of EUSA

¹⁵ Article 56 of EUSA

¹⁶ https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/18cb5e4d-c060-4ca8-b15c-00a45cd5f61a_en?filename=SWD-Impact-assessment-report-part1.pdf
https://defence-industry-space.ec.europa.eu/document/download/b093b1ce-91ca-41af-bd8e-817026c2c1c3_en?filename=SWD-Impact-assessment-report-part2.pdf

¹⁷ 同報告書 46 頁

¹⁸ 同報告書 52 頁

¹⁹ Article 16 of EUSA は、Article 23 of EUSA を除外していません。

[執筆者]



大久保 涼

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士・パートナー)

ryo_okubo@noandt.com

当事務所宇宙プラクティスグループ代表。主に日米間のクロスボーダーの M&A をはじめとする取引全般に関するアドバイスを提供している。また、テクノロジー、特に宇宙関連に詳しく、クロスボーダーの宇宙ビジネス案件についての経験が豊富である。2010 年から宇宙航空・研究開発機構 (JAXA) 契約監視委員会委員。また、2013 年に Manfred Lachs Moot Court Competition Asia Pacific Regional Round の Judge、2017 年～2018 年商業宇宙資源探査時代の法的課題研究会メンバー。



水野 奨健 (弁護士)

shoken_mizuno@noandt.com

2020 年東京大学法科大学院卒業。2022 年長島・大野・常松法律事務所入所。

当事務所宇宙プラクティスグループの一員として、複数の宇宙分野の案件にも関わっている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。（*提携事務所）

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等
につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメール
アドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませ
ようお願いいたします。